

Ⅱ 各種世帯の所得等の状況

「2025年調査」の所得とは、2024（令和6）年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、貯蓄・借入金とは、2025（令和7）年6月末日の現在高及び残高である。

なお、生活意識については、2025（令和7）年7月10日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

2024（令和6）年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が575万2千円となっている。また、「高齢者世帯」が336万1千円、「高齢者世帯以外の世帯」が700万7千円、「児童のいる世帯」が857万3千円となっている。（表7、図8）

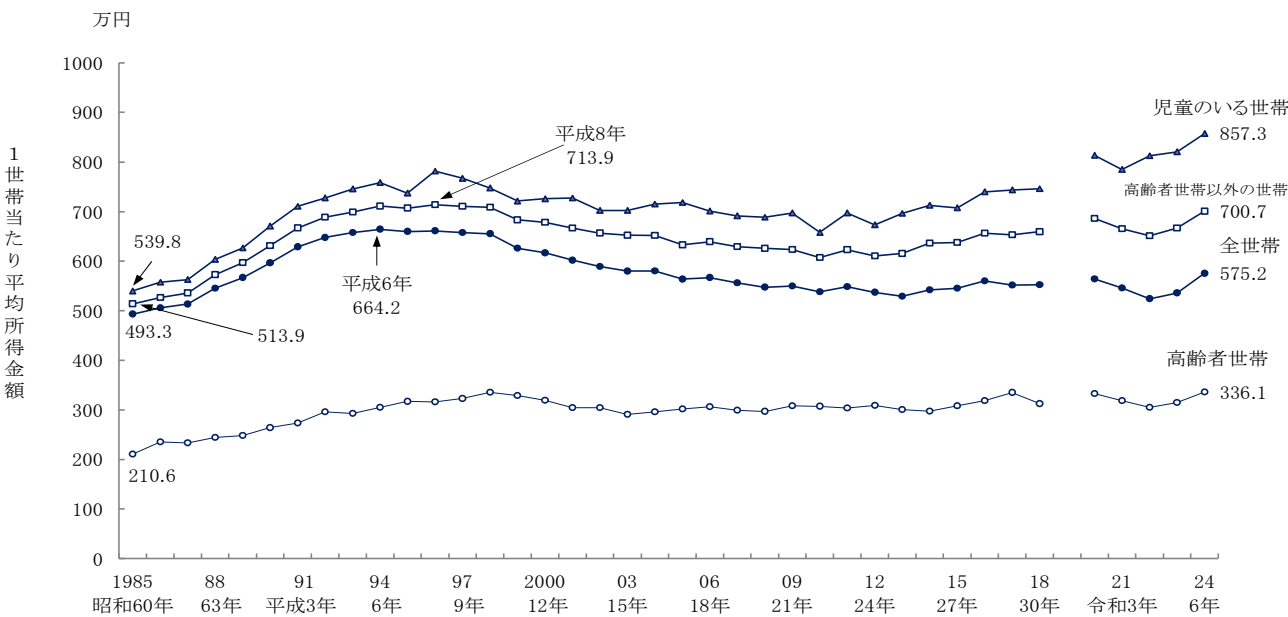
表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	2015 (平成27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年	2019 (令和元)年	2020 (2)年	2021 (3)年	2022 (4)年	2023 (5)年	2024 (6)年
全 世 帯 (万円)	545.4	560.2	551.6	552.3	...	564.3	545.7	524.2	536.0	575.2
対前年増減率 (%)	0.6	2.7	△1.5	0.1	...	...	△3.3	△3.9	2.3	7.3
高 齢 者 世 帯 (万円)	308.1	318.6	334.9	312.6	...	332.9	318.3	304.9	314.8	336.1
対前年増減率 (%)	3.6	3.4	5.1	△6.7	...	...	△4.4	△4.2	3.2	6.8
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	638.0	656.3	653.2	659.3	...	685.9	665.0	651.1	666.7	700.7
対前年増減率 (%)	0.3	2.9	△0.5	0.9	...	...	△3.0	△2.1	2.4	5.1
児 童 の い る 世 帯 (万円)	707.6	739.8	743.6	745.9	...	813.5	785.0	812.6	820.5	857.3
対前年増減率 (%)	△0.7	4.6	0.5	0.3	...	...	△3.5	3.5	1.0	4.5

注：1) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3) 2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。

4) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

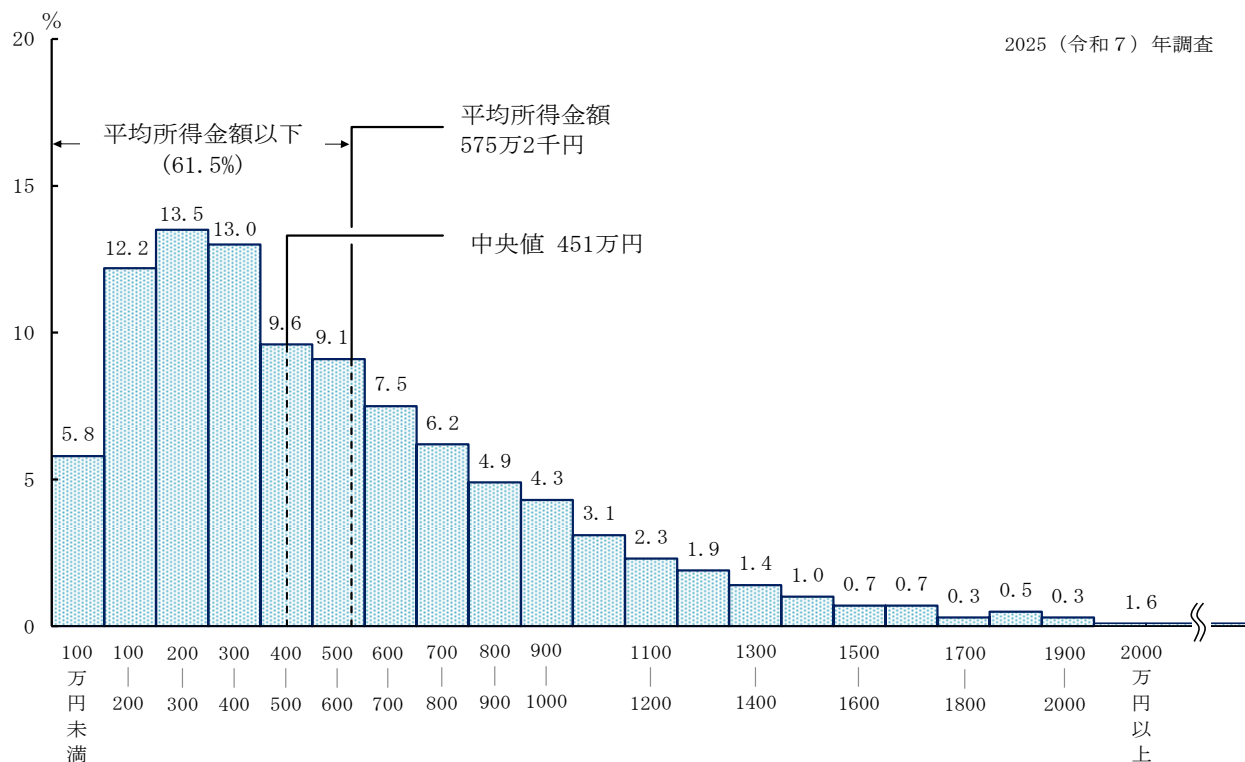
5) 2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200～300 万円未満」が 13.5%、「300～400 万円未満」が 13.0%、「100～200 万円未満」が 12.2%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値）は 451 万円であり、平均所得金額（575 万 2 千円）以下の割合は 61.5%となっている。（図 9）

図 9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

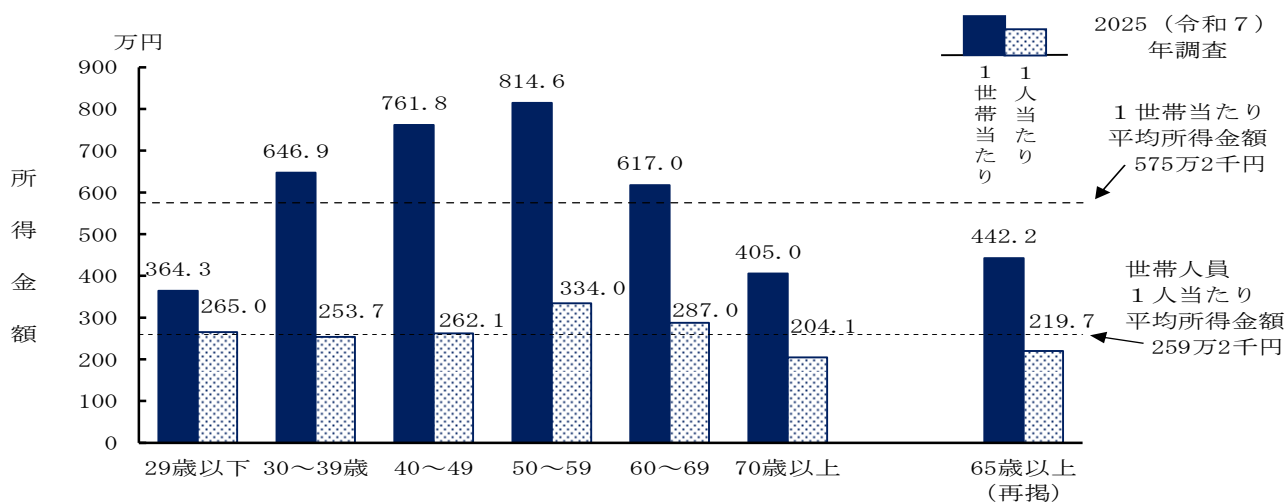


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に 1 世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 814 万 6 千円で最も高く、次いで「40～49 歳」、「30～39 歳」となっており、最も低いのは「29 歳以下」の 364 万 3 千円となっている。

世帯人員 1 人当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 334 万円で最も高く、最も低いのは「70 歳以上」の 204 万 1 千円となっている。（図 10）

図 10 世帯主の年齢階級別にみた 1 世帯当たり－世帯人員 1 人当たり平均所得金額



4 所得の種類別の状況

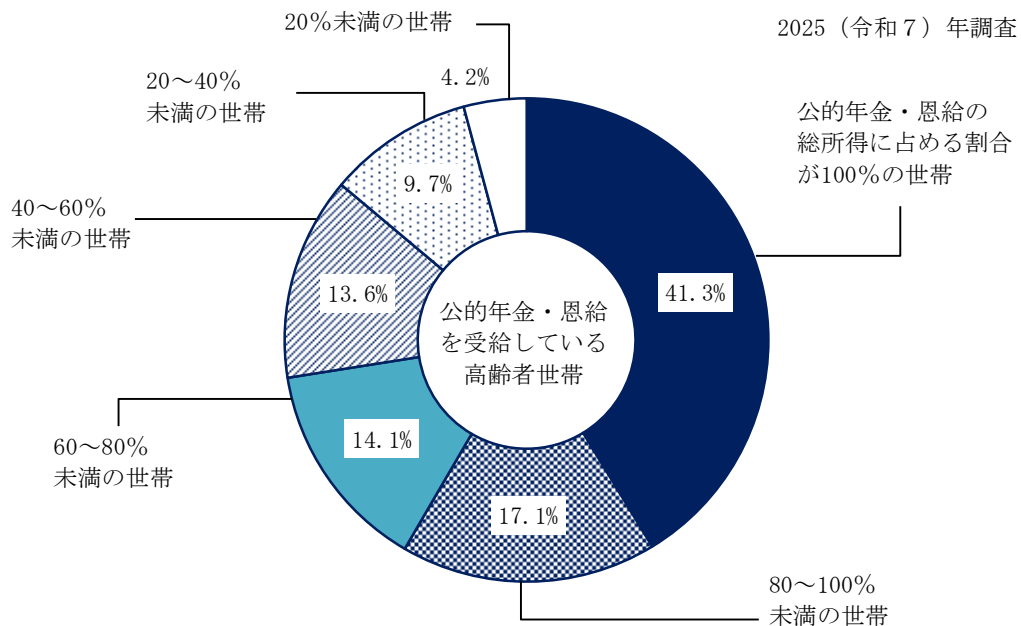
各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.1%、「公的年金・恩給」が19.4%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が61.3%、「稼働所得」が25.9%となっている（表8）。

表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金・ 恩給	財産所得	公的年金・ 恩給以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	仕送り・ 企業年金・ 個人年金等・ その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）								
2024（令和6）年								
全世帯	575.2	426.2	397.5	111.6	16.0	5.8	2.6	15.6
高齢者世帯	336.1	87.1	71.8	205.9	19.4	1.7	-	21.9
高齢者世帯以外の世帯	700.7	604.1	568.4	62.2	14.2	8.0	4.0	12.3
児童のいる世帯	857.3	797.8	750.7	22.4	8.4	22.0	17.4	6.7
母子世帯	345.3	277.3	271.4	11.8	7.1	42.4	35.2	6.6
2021（令和3）年								
全世帯	545.7	399.6	373.6	109.7	15.3	6.0	2.6	15.1
高齢者世帯	318.3	80.3	64.9	199.9	17.2	1.8	-	19.0
高齢者世帯以外の世帯	665.0	567.0	535.5	62.5	14.4	8.2	4.0	13.0
児童のいる世帯	785.0	721.7	689.7	24.5	11.6	19.1	15.3	8.1
母子世帯	328.2	270.6	262.4	10.2	0.1	40.9	33.4	6.3
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）								
2024（令和6）年								
全世帯	100.0	74.1	69.1	19.4	2.8	1.0	0.5	2.7
高齢者世帯	100.0	25.9	21.4	61.3	5.8	0.5	-	6.5
高齢者世帯以外の世帯	100.0	86.2	81.1	8.9	2.0	1.1	0.6	1.8
児童のいる世帯	100.0	93.1	87.6	2.6	1.0	2.6	2.0	0.8
母子世帯	100.0	80.3	78.6	3.4	2.1	12.3	10.2	1.9
2021（令和3）年								
全世帯	100.0	73.2	68.5	20.1	2.8	1.1	0.5	2.8
高齢者世帯	100.0	25.2	20.4	62.8	5.4	0.6	-	6.0
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.3	80.5	9.4	2.2	1.2	0.6	1.9
児童のいる世帯	100.0	91.9	87.9	3.1	1.5	2.4	2.0	1.0
母子世帯	100.0	82.5	80.0	3.1	0.0	12.5	10.2	1.9

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は41.3%となっている（図11）。

図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 貯蓄、借入金の状況

2025（令和7）年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は82.1%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1414万8千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は81.2%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1647万6千円となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は23.5%で、「1世帯当たり平均借入金額」は362万5千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は54.3%で、「1世帯当たり平均借入金額」は1226万2千円となっている。（表9）

表9 各種世帯の貯蓄額階級別・借入金額階級別世帯数の構成割合

（単位：％）

2025（令和7）年調査

貯蓄・借入金額階級－ 平均貯蓄・借入金額	全 世 帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯
貯 蓄 額 階 級					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
貯 蓄 が な い	10.7	9.9	11.2	10.5	21.8
貯 蓄 が あ る	82.1	81.2	82.6	84.0	71.2
50万円未満	4.6	3.6	5.1	3.7	10.5
50～100	3.6	3.0	3.9	3.7	6.4
100～200	6.8	5.0	7.7	8.2	7.6
200～300	5.1	4.3	5.5	6.5	9.7
300～400	5.6	4.5	6.2	7.6	8.3
400～500	2.7	2.5	2.8	3.3	3.6
500～700	9.0	8.1	9.5	11.4	5.1
700～1000	5.9	6.0	5.9	7.0	4.8
1000～1500	9.6	10.0	9.4	10.7	3.3
1500～2000	5.0	5.4	4.7	4.6	0.5
2000～3000	8.1	9.3	7.5	6.6	1.8
3000万円以上	13.0	15.3	11.9	8.7	5.9
貯蓄額不詳	3.1	4.2	2.5	1.8	3.8
貯蓄の有無不詳	7.1	8.9	6.2	5.5	7.0
1世帯当たり 平均貯蓄額（万円）	1 414.8	1 647.6	1 298.4	1 035.7	485.3
借 入 金 額 階 級					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
借 入 金 が な い	67.5	81.1	60.4	39.5	67.8
借 入 金 が あ る	23.5	6.5	32.5	54.3	24.4
50万円未満	1.1	0.9	1.1	0.6	5.2
50～100	1.2	0.8	1.3	1.0	3.3
100～200	2.3	1.1	2.8	2.3	5.3
200～300	1.5	0.8	1.9	1.6	1.9
300～400	1.2	0.5	1.5	1.2	0.5
400～500	0.8	0.4	1.0	0.8	－
500～700	1.6	0.7	2.1	1.9	3.8
700～1000	1.5	0.4	2.2	2.5	0.9
1000～1500	3.0	0.3	4.4	6.7	2.2
1500～2000	2.2	0.3	3.3	6.3	－
2000～3000	3.8	0.3	5.6	15.5	0.9
3000万円以上	3.2	0.1	4.9	13.6	0.5
借入金額不詳	0.3	0.1	0.4	0.2	－
借入金の有無不詳	9.0	12.4	7.2	6.1	7.9
1世帯当たり 平均借入金額（万円）	362.5	34.7	525.3	1 226.2	114.8

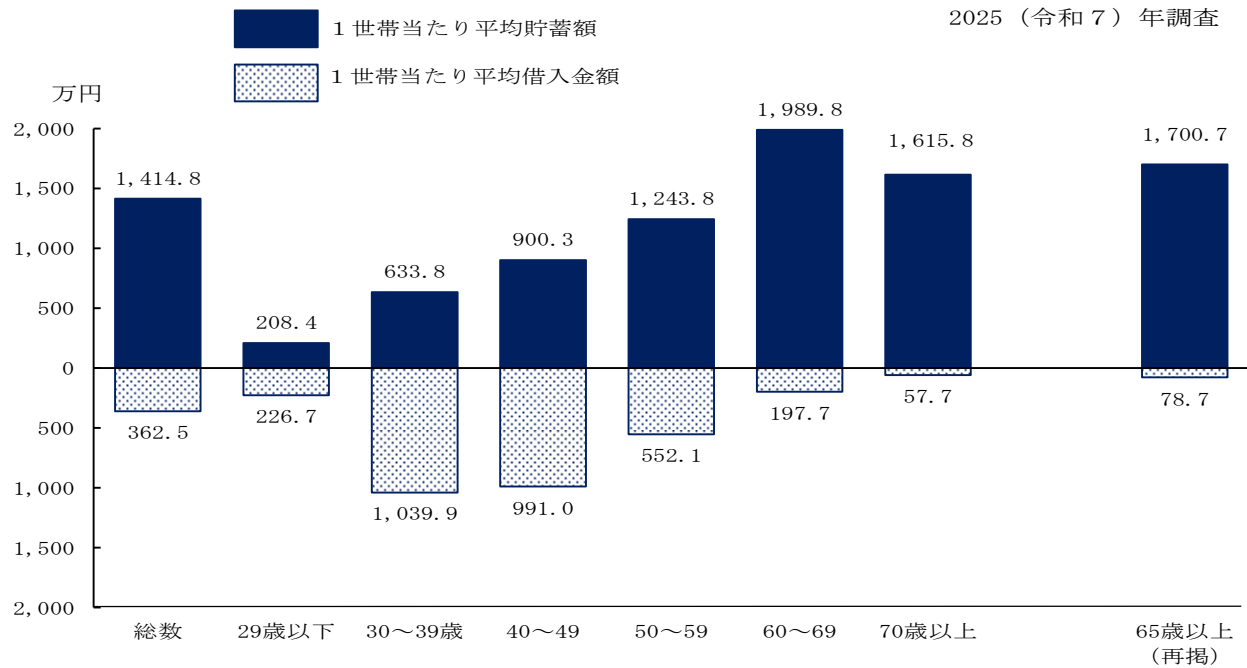
注：1）「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄の有無が「あり」で貯蓄額不詳の世帯は含まない。

2）「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金の有無が「あり」で借入金額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況を見ると、「60～69歳」が1989万8千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1615万8千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況を見ると、「30～39歳」が1039万9千円と最も高く、次いで「40～49歳」が991万円となっている。（図12）

図12 世帯主の年齢（10歳階級）別にみた1世帯当たり平均貯蓄額－平均借入金額



注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄の有無が「あり」で貯蓄額不詳の世帯は含まない。
2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金の有無が「あり」で借入金額不詳の世帯は含まない。
3) 「総数」には、年齢不詳を含む。

世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況を見ると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で36.9%となっており、65歳以上では4割を超えている。

貯蓄の減った世帯の減額理由を見ると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は7割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が2～4割となっている。（表10）

表10 世帯主の年齢階級別にみた貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別世帯数の構成割合

（単位：％） 2025（令和7）年調査

世帯主の年齢階級	総数	貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が減った	減額理由（複数回答）				
					日常の生活費への支出	土地・住宅の購入費	入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出	株式等の評価額の減少	その他
総数	100.0	13.9	38.9	36.9 (100.0)	(80.1)	(4.7)	(21.5)	(5.5)	(28.6)
29歳以下	100.0	30.5	43.4	22.7 (100.0)	(89.1)	(6.3)	(26.4)	(1.7)	(23.4)
30～39歳	100.0	24.8	40.4	30.5 (100.0)	(81.4)	(11.7)	(24.8)	(6.4)	(26.9)
40～49歳	100.0	22.3	40.1	31.6 (100.0)	(76.2)	(6.0)	(40.0)	(4.2)	(25.7)
50～59歳	100.0	18.8	41.0	31.5 (100.0)	(77.2)	(5.2)	(29.1)	(4.8)	(30.9)
60～69歳	100.0	13.3	37.8	39.7 (100.0)	(81.5)	(4.9)	(17.2)	(6.2)	(31.1)
70歳以上	100.0	6.4	37.4	41.6 (100.0)	(80.6)	(3.1)	(16.6)	(5.8)	(27.6)
(再掲)65歳以上	100.0	7.4	37.6	41.3 (100.0)	(80.8)	(3.3)	(16.8)	(5.7)	(28.4)

注：貯蓄の増減状況の「総数」には、増減状況不詳を、年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

6 貧困率の状況

2024（令和6）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は138万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.0%（対2021年△0.4ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は11.0%（対2021年△0.5ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、9.0%（対2021年△1.6ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では44.7%（対2021年0.2ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では6.7%（対2021年△1.9ポイント）となっている。（表11、図13）

表11 貧困率の年次推移

	1985 (昭和60)年	1988 (63)年	1991 (平成3)年	1994 (6)年	1997 (9)年	2000 (12)年	2003 (15)年	2006 (18)年	2009 (21)年	2012 (24)年	2015 (27)年	2018 (30)年 旧基準	2018 (30)年 新基準	2021 (令和3)年	2024 (6)年
	(単位：%)														
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4	15.0
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5	11.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6	9.0
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5	44.7
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6	6.7
	(単位：万円)														
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254	277
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127	138

注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

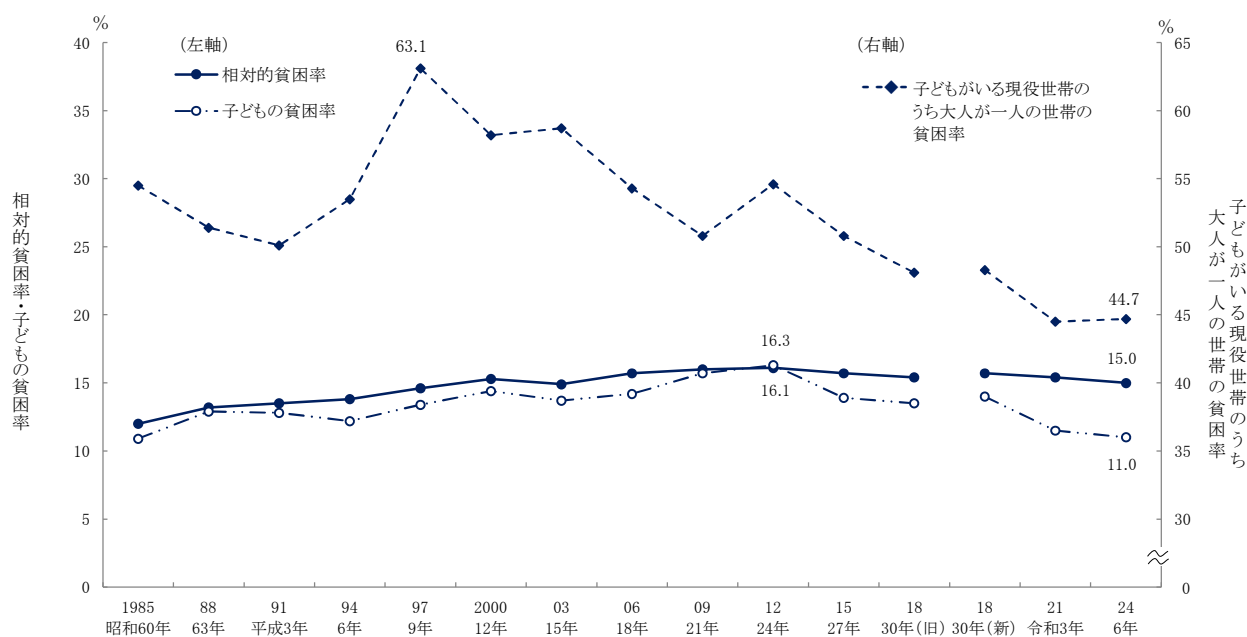
4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018（平成30）年の「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

図13 貧困率の年次推移



注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018（平成30）年の「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

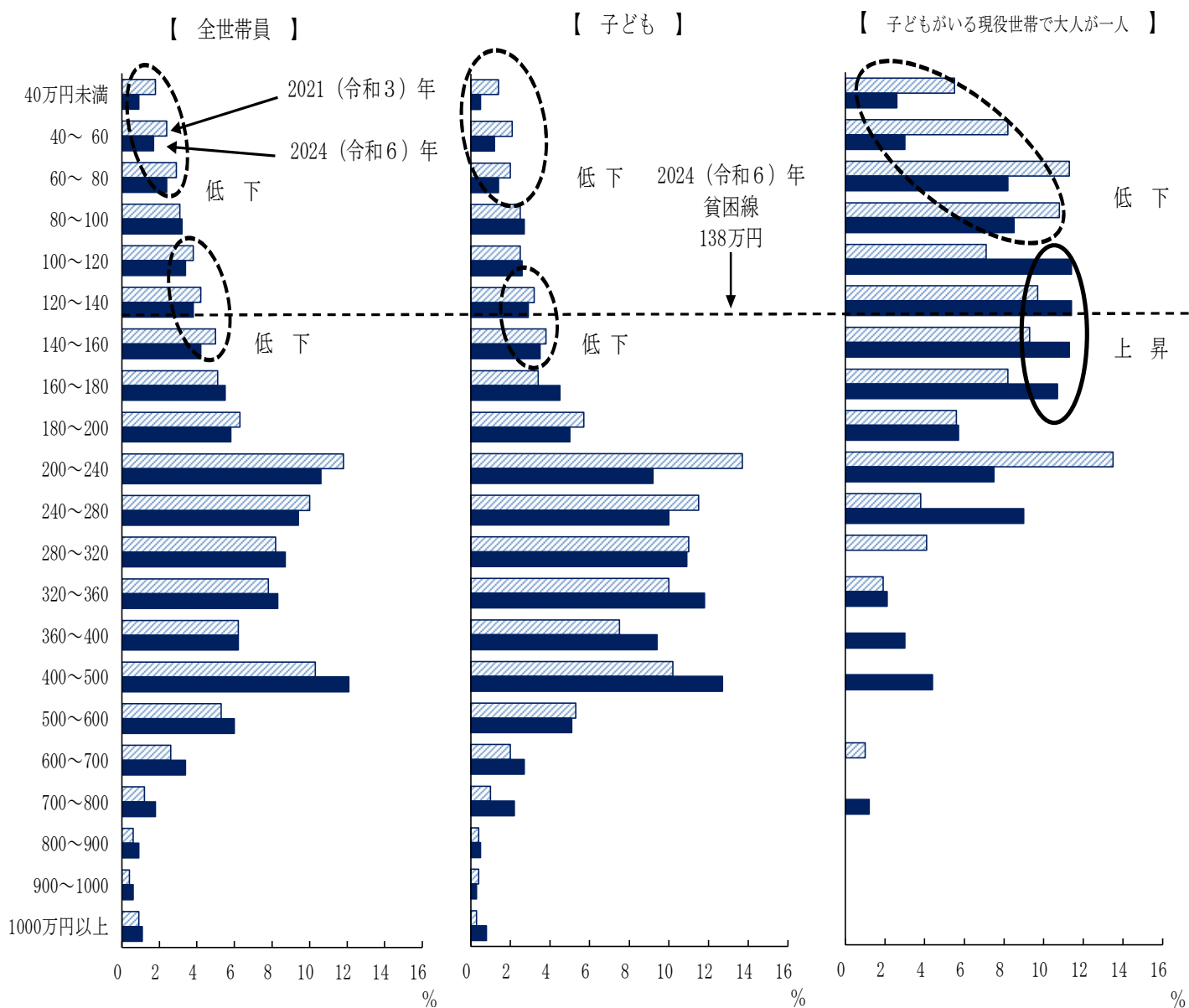
7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

等価可処分所得金額別に世帯人員の相対度数分布をみると、2021（令和3）年に比べ、「全世帯員」では40万円未満～80万円未満及び100万円～160万円未満で低下している。

「子ども」（17歳以下）では40万円未満～80万円未満及び120万円～160万円未満で低下している。

「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では40万円未満～100万円未満で低下し、100万円～180万円未満で上昇している。（図14）

図14 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布



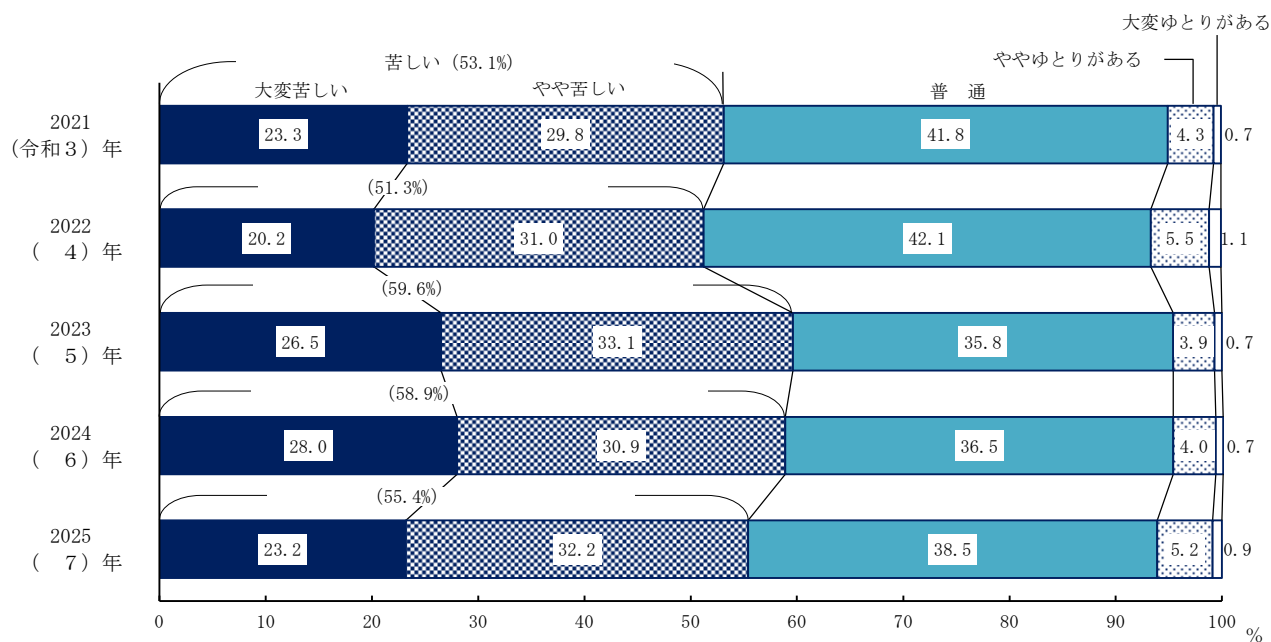
注：1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

7 生活意識の状況

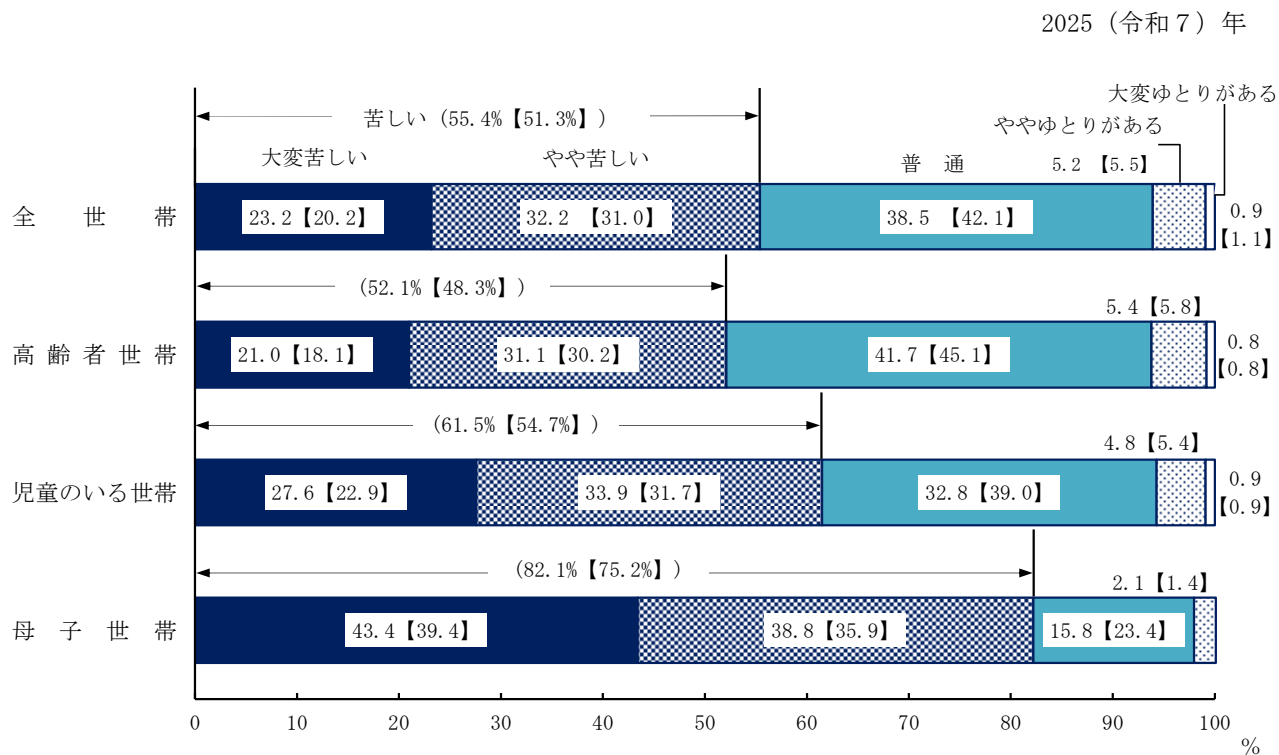
生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が55.4%となっている（図15）。

図15 世帯の生活意識の年次推移



各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が82.1%、「児童のいる世帯」が61.5%となっている（図16）。

図16 各種世帯の生活意識



注：【 】は2022（令和4）年の数値である。